

# 令和8年度玉野市合同企業説明会実施委託業務 委託仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度玉野市合同企業説明会実施委託業務

## 2. 委託業務の目的

合同企業説明会を開催することにより、市内企業と新規学卒予定者等の求職者をマッチングする機会を設け、市内企業の人材確保を支援する。

## 3. 委託業務期間

本業務の期間は契約日から令和9年3月末日までとする。

## 4. 委託業務内容

受託者は次の業務を実施すること。なお、実施にあたり本仕様書に規定されていない事項（製作物の詳細な内容及び業務の進め方等）については、玉野市と協議の上決定すること。

- (1)参加企業の募集
- (2)新規学卒予定者等への広報周知
- (3)合同企業説明会の運営
- (4)参加企業及び求職者へのアンケートの実施及び集計
- (5)選考状況等追跡調査
- (6)業務実施報告書の作成及び提出

## 5. 委託業務の詳細

### (1) 参加企業の募集

ア 受託者のホームページ等により公募で参加企業を募集すること。また、募集期間中に参加企業が集まらない場合は、玉野市と協議の上、受託者において積極的に声かけを行う等により、参加を募ること。

イ 参加企業の決定については事前に玉野市へ承認を得ること。また、参加企業の決定後に参加辞退の申し出を受けた場合は、当該企業から辞退理由を記載した書面を任意の様式で徴取すること。

ウ 参加企業は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (ア)令和9年3月新規学卒予定者等の正社員求人があること。
- (イ)玉野市内に本社又は事業所があり、玉野市内での採用を予定していること。
- (ウ)募集職種について、管轄のハローワークに求人票を提出していること。
- (エ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (オ)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。

(カ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(キ)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は当該営業に係る第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(ク)その他、当事業の趣旨を損なうおそれがあると認められる事業を営む者でないこと。

(2) 新規学卒予定者等への広報周知

ア カラーチラシ(A4)及びカラーポスター(A2)を作成し、下記のとおり送付すること。

イ 岡山市内の大学等（岡山大学、IPU・環太平洋大学、山陽学園大学、中国学園大学、ノートルダム清心女子大学、岡山科学技術専門学校）については訪問の上、持参すること。また、指定の大学等（岡山商科大学、岡山理科大学、就実大学、岡山県立南部高等技術専門学校、中国職業能力開発大学校、ポリテクセンター岡山、ハローワークプラザ岡山）については、本市と合同で訪問の上、持参すること。

| 送付予定先                              | 送付予定先件数 | 送付予定数（1件あたり）     |
|------------------------------------|---------|------------------|
| 岡山市内【大学・専門学校等】                     | 約25件    | チラシ30枚<br>ポスター2枚 |
| 岡山県内（岡山市内除く）<br>【大学・専門学校等】         | 約25件    | チラシ30枚<br>ポスター2枚 |
| 岡山県内（岡山市内除く）<br>【公共職業安定所等】         | 約10件    | チラシ30枚<br>ポスター2枚 |
| 中四国地方（岡山県除く）<br>【大学・専門学校等】         | 約50件    | チラシ10枚           |
| 関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）<br>【大学・専門学校等】 | 約60件    | チラシ10枚           |
| 大阪府<br>【おかやま就職応援センター】              | 1件      | チラシ50枚<br>ポスター2枚 |
| 東京都<br>【おかやま就職応援センター】              | 1件      | チラシ50枚<br>ポスター2枚 |
| 広報たまの折込用<br>【市が指定する印刷会社】           | 1件      | チラシ26,250枚       |

ウ 受託者のホームページを用いて周知を図ること。その際、参加が決定した企業の情報等を随時更新できる環境を整備すること。

エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用等、効果的な広報周知に取り組むことにより、5(3)ア記載の参加求職者数を確保するよう努めること。

オ 合同企業説明会の求職者募集にかかる広報を開始する3開庁日前までに、市の施設等での配布・掲示用として、チラシ600枚及びポスター30枚を発注者に納品し、電子データ（PDFファイル）を提供すること。

カ 広報たまたまの折込用については、玉野市が指定する期日までに、本市が指定する印刷会社へ納品すること。また、印刷会社へ折込手数料（4.5円×26,250枚＝118,125円（税抜））を支払うこと。

(3) 合同企業説明会の運営

次の要領で合同企業説明会を運営すること

ア 概要

| 事業                  | 夏期合同企業説明会   | 秋期合同企業説明会   |
|---------------------|---|---|
| イベント名称              | 玉野市合同企業説明 in Okayama  | 玉野市合同企業説明会 in Tamano  |
| 主催者                 | 玉野市   | 玉野市   |
| 共催者                 | 玉野商工会議所、岡山南商工会、一般財団法人玉野産業振興公社、玉野地区雇用開発協会、玉野公共職業安定所  | 玉野商工会議所、岡山南商工会、一般財団法人玉野産業振興公社、玉野地区雇用開発協会、玉野公共職業安定所  |
| 開催日程（予定）            | 令和8年9月24日（木曜日）  | 令和9年1月上旬  |
| 開催時間                | 13時30分から16時00分（受付開始は13時00分から）   |   |
| 会場                  | 岡山コンベンションセンター2階<br>レセプションホール<br>（岡山市北区駅元町14番1号）   | 玉野産業振興ビル 3階<br>（玉野市築港1-1-3）   |
| 施設利用料金<br>（委託料を含む）※ | 税込 207,900 円  |   |
| 参加企業数<br>（予定）       | 25社   | 20社   |
| 企業募集期間<br>（予定）      | 5月下旬 から 6月下旬  | 9月上旬 から 10月中旬   |
| 参加求職者数              | 50名程度   | 50名程度   |
| 求職者募集<br>期間（予定）     | 6月下旬 から   | 10月上旬 から  |
| 求職者の<br>要件          | ○令和9年3月に大学、短大、高専、専門学校等を卒業予定の方<br>○令和10年3月に大学、短大、高専、専門学校等を卒業予定の方<br>○一般求職者   |   |
| 製作物                 | カラーチラシ(A4) 30,000 枚以上<br>カラーポスター(A2) 200枚以上<br>自己紹介シート 50部(予定)<br>当日用パンフレット 50部(予定)<br>企業ブース看板 25部(予定)<br>専用ホームページ(企業募集・求職者募集用) | カラーチラシ(A4) 30,000 枚以上<br>カラーポスター(A2) 200枚以上<br>自己紹介シート 50部(予定)<br>当日用パンフレット 50部(予定)<br>企業ブース看板 20部(予定)<br>専用ホームページ(企業募集・求職者募集用) |

※施設利用料金に備品利用料金等は含まれない。備品利用料金等会場運営に係るその他

の経費は必要な場合は、別途受託にて負担すること。

イ 合同企業説明会の会場設営・運営・撤去等

(ア) 求職者が対面形式で企業の説明を受けることができるよう参加企業ごとのブースを設けること。また、求職者が企業を訪問する際の参考となるよう、会場内には出展企業の情報を掲示する情報コーナーを設置すること。

(イ) 会場については玉野市が上記の日程で予約手続きしているため、契約後は受託者によって必要な手続き及び支払いを行うこと。

(ウ) 備品の確保及びブースの設営撤去は受託者において行うこと。なお電気配線の設営は不要とする。ブースについては、必要に応じて会場備品のパーティション等を借りて使用すること。レイアウトは効率的なものとする。説明会当日の正午から午後4時までは空調を利用すること。

(エ) 自己紹介シートについては、求職者の参加状況に合わせ、複写式のシート又は複写機の準備を行うこと。

(オ) 参加企業の基本情報等を掲載したパンフレットを作成し、会場にて求職者へ配付すること。

(カ) 開催当日の事務従事者として3人以上配置すること。なお、事務従事者はキャリアコンサルタント資格保有者等、職業選択やキャリア支援に見識がある者が望ましい。

(キ) 受託者は、求職者及び参加企業の受付、案内を行い、合同企業説明会を通して効果的な就職支援につながるよう、求職者及び参加企業へのサポートを行う等運営方法の工夫を図ること。

(ク) 参加企業及び求職者からは、一切の費用を徴収しないこと。

(4) 参加企業及び求職者へのアンケートの実施及び集計

参加企業及び参加求職者に対するアンケート調査を玉野市と協議のうえ実施すること。また、アンケート調査の分析を実施し、後述する実施報告書に課題及び改善策等を記述すること。

(5) 選考状況等追跡調査

参加企業に対し、求職者の中から選考に進んだ者及び内定となった者の人数を受託期間の範囲内で調査すること。

(6) 業務実施報告書の作成及び提出

(ア) 業務実施報告書の提出期限は令和9年2月末日とする。

(イ) 業務実施報告書は実施概要、参加企業数及び求職者数等の結果、アンケート結果及びその分析、今後の課題及び改善策等を記述すること。

(ウ) 当日の履行状況が確認できる写真を添付すること。

(エ) 製作物のうち、チラシ、ポスター、自己紹介シート、当日配布パンフレットについては、1部ずつ原本を添付するとともに、専用ホームページはスクリーンショットを添付すること。

(オ) チラシ及びポスターの送付先（所在地情報を含む）、送付先ごとの送付枚数について、一覧表を作成し報告すること。

## 6. 事業実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、速やかに以下の書類を玉野市に提出すること。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 委託作業表

## 7. 成果品

「5(6)業務実施報告書の作成及び提出」の規定に基づき提出すること。

## 8. 成果品の帰属及び著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成したすべての作成物の権利は玉野市に帰属するものとし、玉野市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に玉野市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、玉野市並びに玉野市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により玉野市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、玉野市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 9. 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

## 10. 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、玉野市と協議し承認を得ること。
- (2) 玉野市との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

#### 1.1. 適用範囲

本仕様書は、玉野市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、玉野市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

#### 1.2. 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 玉野市契約規則（令和7年4月1日規則第20号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

#### 1.3. 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務に関し玉野市から受領又は閲覧した資料等について、玉野市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

#### 1.4. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が玉野市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに玉野市にその状況及び内容を書面により報告し、玉野市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

#### 1.5. 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は玉野市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、玉野市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、玉野市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

#### 1.6. 完了検査

受託者は事業完了後、玉野市の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。